

平成22年度 保育園入園申込(2次申込)

児童課 ☎66・1107

対象年齢・日時により受付方法が異なりますのでご注意ください。

【0～3歳児】

★受付初日

とき 2月1日(月)

午前10時(時間厳守)

ところ 市役所北棟集会室

内容 希望保育園の選択を公開抽選方式により実施。

(先着順ではありません)

対象 申込希望者

★受付2日目以降

とき 2月2日(火)

ところ 市役所児童課

内容 先着順による受付

対象 申込希望者

【4・5歳児】

とき 2月1日(月)

ところ 各保育園

内容 先着順による受付

《その他》

今回は、申込日時点で定員に空き枠のある保育園に限り、入園基準を満たしている方の申し込みを受け付けます。

詳しくは、児童課へお問い合わせください。

市民病院非常勤職員 を募集します

市民病院事務局 ☎66・2200

平成22年4月採用予定の市民病院非常勤職員を募集します。

非常勤職員とは、1年以内の期間を定めて任用される職員で、週あたりの勤務時間はおおむね37時間以内となります。

また、任用期間については、最長5年まで更新する場合もあります。

患者さんに対して最善の医療を行う市民病院で、あなたも働いてみませんか。

受付期限 1月22日(金)

試験日 1月30日(土)

職種・応募資格・人員

○事務嘱託員 昭和20年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方……3人

○非常勤看護助手 昭和35年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた女性の方……3人

応募方法 所定の申込書および履歴書(市民病院事務局にあります)を、本人または家族の方が直接市民病院事務局へ。(郵送不可)

詳しくは、市民病院事務局へお問い合わせください。



その他の 情報

介護が必要な方の所得申告について

長寿課 ☎66・1176

納税者本人または扶養親族の方が「障がい者」にあたる場合、確定申告の所得申告をするときに、「障害者控除」として一定の金額を所得金額から差し引くことができます。

障害者控除に該当する方は、身体障がい者・精神障がい者・保健福祉・療育・戦傷病者などの手帳をお持ちの方、または障がいがあると診断された方です。

また、障害者手帳などがなくても、年齢65歳以上の介護保険制度に基づく要介護認定(要介護1～5)を受けている方で、身体障がい者に準ずる者として認定されている方は「障害者控除対象者認定書」の交付をうけることで「障害者控除」の適用を受けることができます。

詳しくは、長寿課へお問い合わせください。

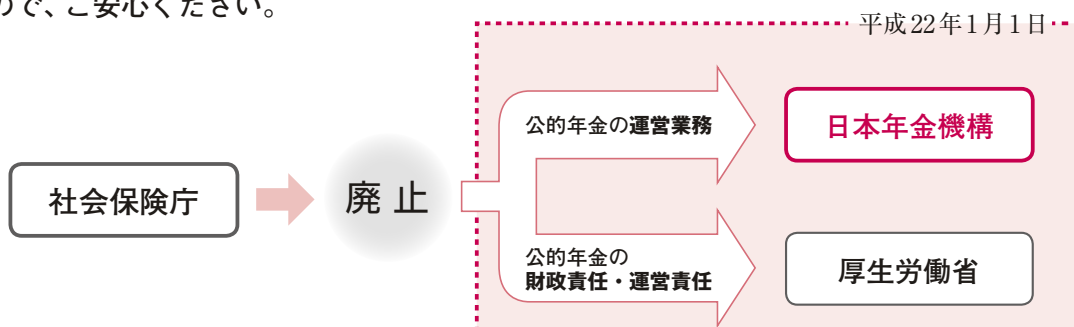
「日本年金機構」が平成22年1月1日からスタート

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。～

社会保険庁は、皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上を目指し、組織・人員を一新して「日本年金機構」として生まれ変わります。

★現在の社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。

★日本年金機構の設立に伴い、皆さんに何らかの手続きをしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。



保険年金課 ☎66・1101